

生活福祉資金貸付条件等一覧（令和5年4月）

2023.4.1現在

資金種類	貸付条件					
	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 <div style="text-align: right;">※総合支援資金の貸付には、原則、自立相談支援事業の利用が要</div>						
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（3ヵ月以内） ※1	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内	最終貸付日から 6月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも 貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日（生活支 援費と合わせて貸 し付けている場合 には、生活支援費 の最終貸付日）か ら6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 <div style="text-align: right;">※貸付に、自立相談支援事業の利用が必須となる場合があります</div>						
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 （以下は貸付上限額の目安）	貸付の日（分割に よる交付の場合に は最終貸付日）か ら6月以内	据置期間 経過後 20年以内 （以下は目安）	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも 貸付可
	生業を営むために必要な経費	（460万円以内）		（15年以内）		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内		（8年以内）		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	（250万円以内）		（7年以内）		
	福祉用具等の購入に必要な経費	（170万円以内）		（8年以内）		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	200万円以内 障害の状況により改造等を要する 場合のみ250万円以内		（8年以内）		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	（513.6万円以内）		（10年以内）		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費 ・健康保険の医療負担額 ・療養に付随して要する経費 療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を超え1年6月以内であって 世帯の自立に必要なときは 230万円以内		（5年以内）		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは 170万円以内 1年を超え1年6月以内であって 世帯の自立に必要なときは 230万円以内		（5年以内）		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	（150万円以内）		（7年以内）		
	冠婚葬祭に必要な経費	（50万円以内）		（3年以内）		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	（50万円以内）		（3年以内）		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	（50万円以内）		（3年以内）		
その他日常生活上一時的に必要な経費	（50万円以内）	（3年以内）				
緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 <div style="text-align: right;">※緊急小口資金の貸付には、原則、自立相談支援事業の利用が要</div> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき 						
		10万円以内	貸付の日から 2月以内	12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 <div style="text-align: right;">※貸付に、自立相談支援事業の利用が必須となる場合があります</div>						
教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 （自立相談支援事業等の利用が必要な世帯で特に必要と認めた場合は、右に記載の貸付限度額を1.5倍とする場合があります。）	（高校）月3.5万円以内 （高専）月6.0万円以内 （短大）月6.0万円以内 （大学）月6.5万円以内	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	（不要） ただし、 世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
4 不動産担保型生活資金						
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 （借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間）	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか 低い利率	必要 推定相続人 の中から 選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 （借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間）	・居住用不動産の評価額の7割程度 （集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内 （生活扶助額の1.5倍以内）				不要

※1：3ヶ月を上限に3回まで延長が可能